福山市民病院　院内感染対策に関する取組事項

1　感染対策に関する基本的考え方

感染対策は、良質・適切な医療提供の基盤となるものである。
当院は、感染対策を病院全体として取り組み、医療施設内における全ての人々を対象として、医療関連感染の発生を未然に防止するとともに、感染症が発生した際には拡大防止に努め、可及的速やかに制圧、終息を図るよう努める。

2　委員会の組織に関する基本事項

（1）当院における感染対策に関する意志決定機関として、感染対策委員会を設置し、毎月１回以上の会議を行い、感染対策に関する事項を検討する。
（2）院内感染対策に関する実働的組織として、院長の指揮のもとに感染制御チーム（ＩＣＴ）を設置し、院内感染対策に関する一般的事項を執行させる。
ＩＣＴの活動については院内感染対策委員会の方針に基づいて行う。
（3）院内感染対策委員会及びＩＣＴの運営に関しては別途規定を設ける。

3　職員に対する研修に関する基本事項

職員の院内感染対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、研修会の開催を実施する。
（1）新入職者を対象とした研修会の開催
（2）全職種を対象とした研修会の開催

4　感染症の発生状況の報告に関する基本方針

微生物検査結果から微生物の検出状況を把握し、毎月開催される院内感染対策委員会に報告する。
院内感染対策委員会では、必要に応じ感染対策の周知や指導を行う。

5　院内感染発生時の対応に関する基本事項

院内感染の発生又は疑われる場合は、ＩＣＴが感染の拡大に速やかに対応する。
また、届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に準じて行政機関に報告をする。
通常時から協力関係にある地域の医療機関や福山市保健所と速やかに連携し対応する。

6　患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、患者等への閲覧に供する。

7　感染対策推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、ガイドラインを参考に当院の実状にあった院内感染対策マニュアルを整備し、職員への周知徹底を図る。
全国のサーベイランスに参加し、院内感染対策を推進する。

8　抗菌薬適正使用に関する事項

耐性菌の予防のため、広域抗菌薬等を指定抗菌薬に定めている。
抗菌薬使用患者は、使用量・効果などを定期的に抗菌薬適正使用支援チーム（AST）が介入し、適切な抗菌薬使用になるよう努める。
他の保険医療機関（感染対策向上加算１に係る届出を行っていない保険医療機関に限る。）から、抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受ける体制を整備している。

9　他の医療機関等との連携体制

感染対策向上のため、連携施設を招いたカンファレンスを開催し、感染対策の質向上に努める。
また、感染対策の強化、医療関連感染発生時の助言をするため、連携施設と情報を共有する。

2024年（令和6年）2月8日 改訂